



JASDAQ

平成 25 年 5 月 24 日

各位

会社名 株式会社ネプロジャパン
代表者名 代表取締役社長 筒井 俊光
(JASDAQ・コード 9421)
問合せ先
役職・氏名 経営企画室長 野澤 創一
電話 03-6803-3976

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更 並びに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 24 日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割の実施及び単元株制度を採用することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。また、同取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 22 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更をすることについては、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 22 回定時株主総会における定款変更案の承認を条件としています。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

市場の利便性の向上の図る観点から、売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを最終的な目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成 19 年 11 月 27 日付）及び「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」（平成 24 年 1 月 19 日付）の趣旨に鑑みて、当社株式の分割の実施及び単元株制度の採用を行うものです。また、当該株式分割の実施及び単元株制度の採用に伴い定款の一部について所要の変更を行うものです。なお、この株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が有する当社普通株式 1 株につき、100 株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

- ① 株式分割前の発行済株式総数 : 26,752 株
- ② 今回の分割により増加する株式数 : 2,648,448 株

③ 株式分割後の発行済株式総数 : 2,675,200 株

④ 株式分割後の発行可能株式総数 : 8,977,200 株

※上記の株式数は、平成 25 年 5 月 23 日時点の発行済株式数に基づき算出しております。今後、新株予約権が行使された場合は、上記①～③の株式数に変更される可能性があります。

(3) 株式分割の日程

基準日公告日 平成 25 年 9 月 13 日 (金曜日)

基準日 平成 25 年 9 月 30 日 (月曜日)

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日) をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

※平成 25 年 9 月 26 日 (木) をもって、証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成 19 年 11 月 27 日付) 及び「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」(平成 24 年 1 月 19 日付) の趣旨に鑑みて、当社は、平成 25 年 5 月 24 日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日付で 1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用することを決議いたしました。これに伴い、以下の変更を行うものです。

①株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更いたします。

②単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条(単元株式数)を新設いたします。

③単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 7 条(単元未満株主の権利制限)を新設いたします。

④第 6 条及び第 7 条の新設に伴う条数の変更を行います。

⑤現行定款第 5 条の変更並びに第 6 条及び第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分です)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>89,772</u>株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6条～第49条(省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>8,977,200</u>株とする。</p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第6条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u></p> <p><u>(単元未満株主の権利制限)</u></p> <p>第7条 <u>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第8条～第51条(現行どおり)</p> <p>附則 <u>第5条の変更ならびに第6条および第7条の新設の効力発生日は、平成25年10月1日とする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、効力発生後、削除する。</u></p> |

5. 第23期(平成26年3月期)配当予想の修正について

当社株式1株を100株に分割することに伴い、株式の分割後となる平成26年3月期の期末配当予想につきましては、平成25年5月10日に公表いたしました「平成25年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」記載の予想金額を1株当たり2,000円から、100分の1である20円といたします。なお、本件は、当社普通株式1株を100株に分割することに伴う配当予想の修正であるため、平成25年5月10日付で公表いたしました1株当たりの予想年間配当金に実質的な変更はございません。

| | 1株当たり年間配当金(円) | | | | |
|-----------------------|---------------|--------|--------|----------|----------|
| | 第1四半期末 | 第2四半期末 | 第3四半期末 | 第4四半期末 | 年間 |
| 前予想 (平成25年5月10日発表) | — | 0.00 | — | 2,000.00 | 2,000.00 |
| 今回修正予想 | — | 0.00 | — | 20.00 | 20.00 |
| 前期実績(注) (平成25年3月期) | — | 0.00 | — | 2,000.00 | 2,000.00 |

(注) 前期実績(平成25年3月期)の期末配当につきましては、平成25年6月25日開催予定の第22回定時株主総会において決議する予定であります。

以上